

大和市告示第61号

大和市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月28日

大和市長 大 木 哲

大和市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成19年大和市告示第108号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（補助対象者）」に改め、同条中「できるのは」を「できる者は」に、「該当する者」を「該当するもの」に改める。

第5条を次のように改める。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費は、対象地域内の専用住宅において浄化槽の設置替え（本体設置工事に限る。以下「補助事業」という。）に要する費用とする。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条第2項を削り、同条を第9条とする。

第7条に次の1号を加え、同条を第8条とする。

（4）補助事業に係る請求書又は領収書の写し

第6条中「補助金の交付を受けようとする者（以下「補助対象者」という。）」及び「補助対象者」を「申請者」に改め、同条第5号中「浄化槽の」を「補助事業に係る」に改め、同条中第7号を第11号とし、第6号の次に次の4号を加え、同条を第7条とする。

（7）建物の平面図

（8）登録浄化槽管理票（C票）

（9）全国浄化槽推進市町村協議会の登録証の写し

（10）小規模合併処理浄化槽施行技術特別講習会等の修了証の写し又は浄化槽法第42条第1項に規定する浄化槽設備士免状（昭和63年以降の資格取得者に限る。）

第5条の次に次の1条を加える。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、専用住宅の居住の用に供する部分の面積に応じ、それぞれ当該各号に定める額を限度として市長が認める額とする。

（1）床面積が130平方メートル以下の場合 332,000円

(2) 床面積が130平方メートルを超える場合 414,000円

(3) 前2号にかかわらず、台所及び浴室がいずれも2か所以上ある場合 548,000円

- 2 前項の規定にかかわらず、専用住宅の使用状況又は居住者数により、建築物の用途別における^し尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）A3302-2000）に基づき、当該専用住宅の建築用途に応じて算定される処理対象人員を許容するために最も適切な浄化槽を設置すべきであると市長が認めるときは、補助金の限度額を別に定めることができる。

別表中「第10条」を「第11条」に改め、同表第3号様式の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成31年4月1日（以下「公表日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 公表日から平成31年6月30日までの間における改正後の第6条第2項の規定の適用については、同項中「産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格」とあるのは「工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項の日本工業規格」とする。